県立病院医事業務強化事業(その1)企画提案公募要領

1 業務名

県立病院医事業務強化事業委託業務(その1) (以下、「本業務(その1)」という。)

2 業務期間

本業務(その1)の契約期間は、令和7年1月4日から同年3月31日までとする。 本業務(その1)の契約は、後年度に予定する後続の委託業務契約と合わせて、一年間の委託業務の中の最初の委託業務契約となっており、本業務(その1)を委託した特定の相手方と、継続して後続する一連の委託業務を契約することを想定している。

- ①本業務(その1):令和7年1月4日から同年3月31日まで(令和6年度分)
- ②本業務(その2):令和7年4月1日から同年12月31日まで(令和7年度分) ただし、「本業務(その2)」の契約締結については、病院事業局の令和7年度 当初予算が成立し、委託事業者の令和6年度分の業務実績及び業務成果の検収 検査等の結果と、他に契約を履行できる事業者の存在有無や、法令・契約環境 の変化等による競争性の有無を踏まえたうえで判断することとする。

3 業務の目的

沖縄県病院事業局(以下「病院事業局」という。)は、6病院及び16の附属診療所を運営する公的医療機関として地域医療や政策医療等を提供していくために、安定的な病院経営を維持していかなければならない。

病院事業を運営していく上で、極めて重要な診療報酬請求の適正化に努めるため、診療報酬算定に係る点検を行い算定漏れ・過剰請求を防ぐほか、さらなる収益を確保するため、医事業務の強化を図ることを目的とする。そのため病院事業局では、高度な知識や経験等を有する事業者に、各県立病院が行う医事業務に対する診療報酬請求事務の精度向上と、本庁機関及び各県立病院の職員に対する業務支援及び人材育成の支援を委託することとする。

- 4 業務の内容(詳細は企画提案仕様書に記載)
 - (1) 診療報酬請求の適正化に向けた取り組み
 - (2) 診療報酬に係る改定、疑義照会及び適時調査等の支援
 - (3) 医事業務の強化に関する助言及び指導
 - (4) 算定業務に関する研修の実施
- 5 委託契約額の上限

本業務 (その1): 5,483,061 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

本業務 (その2):17,040,463 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。 また、本業務(その2)については令和7年度予算成立時に確定するものである。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 過去3箇年に、一般病床200床以上の病院において医事業務を履行した実績が2件以上ある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 本プロポーザル公告時点で、沖縄県から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号) の規定に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者で ないこと。
- (6) 次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所を いう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に 関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関 する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると き。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関 与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している とき。
- (7) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低

賃金額以上の賃金を支払っていること。

(9) 労働関連法令を遵守していること。

7 選定スケジュール (予定)

- (3) 質問書に対する回答掲載 ―――― 令和6年11月28日 (木)
- (4) 企画提案応募申請書 [様式2]、企画提案書等の

- (7) 選定結果通知 ———— 令和6年12月下旬
- (8) 契約締結 ————— 令和6年12月下旬

8 応募方法

(1) 本要領等のホームページへの掲載期間

令和6年11月6日(水)から同年12月4日(水)まで

沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページ上に掲載する。

(2) 応募に係る質問

仕様書等に関して質問がある場合には、質問書 [様式1] を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 <u>令和6年11月20日(水)17時必着</u>

イ 電子メールアドレス aa035505@pref.okinawa.lg.jp

(3) 質問に対する回答は、沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページへ下記日時までに掲載する。

回答日時 令和6年11月28日(木)17時まで

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ア 提出期限 令和6年12月4日(水)17時必着
- イ 提出場所 沖縄県病院事業局 経営課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階

TEL 098-866-2636/FAX 098-866-2565

9 提出書類(正本1部、写し6部)

各種様式については、沖縄県病院事業局 総務企画課・経営課・管理課ホームページ上に掲載する。

(1) 企画提案応募申請書[様式2]

- (2) 企画提案書「任意様式、A4版縦横自由、長辺綴じ]
 - ア 提案概要
 - イ 実施体制(主として本業務に従事する担当者の経歴及び本業務に従事する役割を記述すること)
 - ウ 事業の取り組み内容 以下の項目内容を含めること。
 - (ア) 本業務に関連する業務実績
 - ・医療機関における医事業務の業務受託実績
 - (イ) 本業務の基本的な考え方
 - ・業務の目的、業務内容を理解した上での実効性のある企画、提案 (取り組み内容、その進め方)
 - (ウ) 診療報酬請求の適正化に向けた取り組み
 - ・入院、外来診療分及びDPCコーディングの点検の具体的な取り組み内容 (点検の実施方法、体制、問題点への指導方法等)
 - (エ) 診療報酬に係る改定、疑義照会及び適時調査等の支援
 - ・診療報酬に関する情報収集の方法
 - ・診療報酬の改定等における支援内容、方法
 - ・ 疑義照会に対する対応方法 (回答方法、回答までの所要時間)
 - ・適時調査、個別指導等に関する支援内容、方法
 - (オ) 医事業務の強化に関する助言及び指導
 - ・実施可能な勉強会、研修等の内容
 - ・収益確保に向けた取り組み内容、方法
 - ・人材育成に対する支援方法(医事業務に必要な知識及び技術の習得方法、 業務遂行能力の向上等)
 - (カ) 入院及び外来算定業務の研修
 - ・病院事業局職員を算定業務に従事させる研修を実施し、医事業務能力の向 上を図るための具体的取り組み等
 - (キ) 本業務を遂行するための人員配置・実施体制
 - ・確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等
- (3) 会社概要書 [様式3]
 - ※添付書類として、下記の書類を各1部添付すること。
 - ・定款、国・県の納税証明書
 - ・直近2年間分の決算報告書又は財務諸表
- (4) 業務実績書[様式4]
- (5) 見積書 [任意様式、仕様書を参照]
- (6) 登記簿謄本
- (7) 法令遵守に関する書類(個人情報取扱指針等)[任意様式]

- (8) 誓約書「様式5]
- (9) 労働保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く) 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し (例)
 - ・労働局からの領収済通知書(領収印があるもの)
 - ・納付書・領収証書 (領収印があるもの)
 - ・口座振替結果のお知らせ(申請者名が入っている部分を含む)
 - ・労働保険事務組合からの領収書等
 - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (10) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し (例)
 - ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
 - ・納付書・領収証書 (領収印があるもの)
 - ・領収済通知書 (領収印があるもの)
 - 社会保険料納入証明書
 - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (11) 社会保険に加入義務がないことについての申出書(加入義務がない場合)[様式6]
- 10 参加資格の結果通知

提出された応募書類に基づき、「6 応募資格」及び「9 提出書類」の要件を満たしているかの審査を行い、参加資格の合否について**令和6年12月11日(水)**までに全ての応募者へ通知する。参加資格を満たした応募者については、プレゼンテーション審査の実施時間等の詳細について、通知内に記載する。

- 11 プレゼンテーション審査・選定の方法
 - (1) 公募要領及び仕様書に記載された内容に対して提出された申請書等、企画提案 書及びプレゼンテーション内容とその質疑応答の結果を下記の項目で評価し、合計で最も多くの評価点を得た者を業務受託候補者として選定する。
 - ア 本業務に関連する業務受託実績
 - イ 本業務の基本的な考え方
 - ウ 診療報酬請求の適正化に向けた取り組み
 - エ 診療報酬に係る改定、疑義照会及び適時調査等の支援
 - オ 医事業務の強化に関する助言及び指導
 - カ 入院及び外来算定業務の研修内容
 - キ 本業務を遂行するための人員配置、実施体制
 - (2) 企画提案選定委員会を設置し、応募者によるプレゼンテーション審査を行う。

ア 予定日:令和6年12月18日(水)

イ 場 所:沖縄県庁内会議室を予定(決定次第連絡予定)

ウ 要 領:

- (ア) 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
- (イ) 審査会場への入場者は、2名以内とする。
- (ウ) プレゼンテーション時間は30分程度とする。

※内訳 説明15分、質疑応答15分

- (エ) プロジェクター及び電源は病院事業局が用意するが、それ以外のパソコン等の必要な機器は応募者において用意すること。
- (3) 審査の結果、最も多くの評価点を得た者を業務受託候補者として選定し、契約締結に向けた協議を行う。協議が整えば契約を締結するが、協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、契約締結に向けた手続きを進めるものとする。
- (4) 審査結果の通知:令和6年12月下旬
- (5) 委託契約の締結:令和6年12月下旬を予定する。

12 その他

- (1) 企画提案に要する経費などについては、応募者の負担とする。
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 公募要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 13 お問い合わせ先

沖縄県 病院事業局 経営課 経営改善班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階

TEL 098-866-2636/FAX 098-866-2565

E-mail: aa035505@pref.okinawa.lg.jp